

「(仮称)相模原市行財政構造改革プラン」の策定等について

本市の財政状況や長期財政収支の動向、今後の人口動態等を踏まえ、相模原市総合計画の基本構想(令和元年6月議決。以下「基本構想」という。)で描く本市の将来像を実現するために、行財政運営の構造を抜本的に改革する必要があることから、次のとおり「(仮称)相模原市行財政構造改革プラン」を策定するものです。

1 相模原市の財政状況

本市の財政状況について、主な特徴を挙げると以下のとおりです。

- (1)平成29年度の普通会計決算についてみると、本市の市民一人当たりの市税収入額は指定都市中少ない方から4位、一方で市民一人当たりの市単独事業の扶助費は高い方から3位となっています。また、市民一人当たりの市税収入額に対する市民一人当たりの市単独事業の扶助費の割合は、指定都市中高い方から1位となっています。
- (2)本市の経常収支比率は100%に近く、現在の歳出構造のまま一定規模以上の市債発行を行うと、この比率が100%を超過し、市債の償還財源を市税等の経常的に収入される一般財源で賄えない状況となります。

平成30年度決算を基に、この比率が将来100%を超えない範囲で発行可能な建設債の額を単純試算すると、単年度当たり約180億円が限度となります。
- (3)財政調整基金残高は、平成30年度末で約73億円となっています。平成27年度末は約111億円でしたが、平成28年度末には約69億円に大幅に減少しました。

なお、リーマンショック時には、行政サービスの水準を確保するため、特例の市債を14億円発行した上で、財政調整基金の取崩しが45億円必要となりました。
- (4)これらに加え、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業において一時的に多額の経費が生じることが想定されており、本市財政を取り巻く環境を益々厳しいものとしています。
- (5)さらに、近年の異常気象により台風等が頻発し、大規模な災害が発生する中、災害復旧費等が本市財政に影響を与えるおそれがあります。

2 長期財政収支の状況

持続可能な財政運営の実現に向け、収支均衡を基本として、以下により、次の相模原市総合計画基本計画(以下「基本計画」という。)の計画期間である令和2年度から令和9年度までの長期財政収支を作成しました。(別紙参照)

- (1)公共施設の長寿命化事業に係る経費については、相模原市公共施設等総合管理計画(平成27年3月策定)及び個別施設計画に基づく事業費を計上しました。

この経費については令和2年度で約106億円、その後増加傾向にあり、令和9年度には約245億円まで増加する見込みです。長寿命化事業は市民の安全・安心を確保するために必要なものであり、着実な推進が必要です。

なお、この数値は、現在存在するほぼ全ての公共施設を存続した場合の事業費です。

(2) 実施計画事業費(相模原市総合計画実施計画(以下「実施計画」という。)の事業費をいう。以下別紙において同じ。)については、各部局からの要求額を1次精査した時点のものであり、行政の責務として必ず実施しなければならない事業は計上しましたが、原則として、新規・拡充事業は計上していないことから、現在実施している行政サービスの事業費をほぼ横置きしたものとなっています。

橋本駅周辺整備推進事業、(仮称)新斎場整備事業、次期一般廃棄物最終処分場整備事業等

(3) 行政運営推進経費については、義務的経費(人件費、公債費及び扶助費)、繰出金、長寿命化事業費及び実施計画事業費以外の経常的な経費を計上しました。

なお、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る地中障害物処理費用の一時立替分を含んでいます。

以上により長期財政収支を作成したところ、歳入見込額に比べ一般財源ベースで約60億円から約134億円(令和2年度から令和9年度までの単年度当たりの数値)の歳出超過が生じました。

こうした状況は、新規・拡充事業を実施できないことはもとより、現行の行政サービスの水準についても維持できないことを意味しています。

3 行財政構造改革プランの策定の必要性

本市の財政状況や長期財政収支の動向、今後の本市の人口動態等を踏まえると、これまでと同様の行財政運営を続けた場合、持続可能な都市経営はおろか、いずれは真に必要な行政サービスの提供すら困難となることが見込まれます。

財政状況は、都市のイメージの一つです。

市民の愛着度醸成や市外からの定住促進等を図る上においても、良好ではない財政状況は大きなマイナス要因となるものと考えられます。

以上の状況を踏まえ、本市の歳入規模に応じ行財政運営の構造を抜本的に改革する必要があり、また、こうした取組の必要性を市民、議会等に共有、理解、協力していただく必要があることから、「(仮称)相模原市行財政構造改革プラン」(以下「改革プラン」という。)を策定することとします。

4 改革プラン策定の基本的考え方

改革プランで示そうとしているものは、単なる行政改革ではありません。本市の財政規模、財政構造等に応じて、事業費の縮減やスリム化を図ることは重要な要素ではありますが、それを主目的としたものではありません。

その真の目的は、今後の人口減少と著しく財政が硬直化している中であっても、基本構想で描く本市の将来像を実現するために、持続可能な行財政基盤を築くことにあります。

本市の行財政構造を抜本的に改革し、たくましい市政運営を行っていく、そのための体質改善の指針となるのが、本改革プランです。

また、改革プランにおいては、本市の個性を生かした施策の推進についても盛り込んで

いくこととします。他の指定都市を意識することなく、本市の個性を生かしたまちづくりの推進を図ることとします。

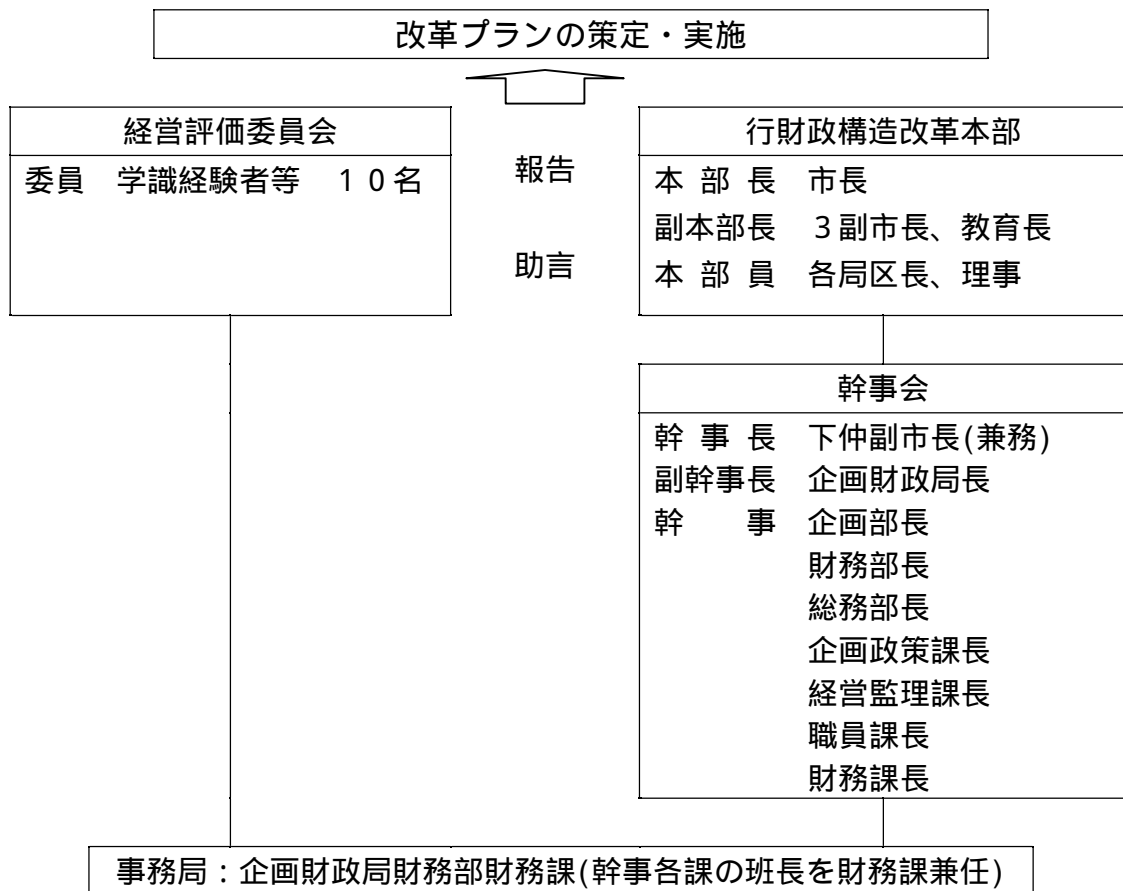
併せて、改革プランを実効性あるものとする観点から、具体的に削減目標額や主な廃止・見直し事業を明示します。

同時に、改革は「痛み」を伴うものであることから、外部委員会である「相模原市経営評価委員会(以下「経営評価委員会」という。)」において、ご議論、ご意見をいただくことにより、この改革に客観性を持たせることとします。

5 改革プランの構成イメージ(案)

- (1) 緊急に行財政構造改革を推進すべき必要性
- (2) 行財政構造改革の基本的考え方
- (3) 具体的な改革項目及び数値目標
 - ア 歳出削減
 - イ 歳入確保
- (4) 政策決定プロセスの見直し
- (5) 改革による収支の改善予測
- (6) 改革プラン策定後の取組方針

6 改革プランの策定・推進体制



7 改革プラン等の策定期間・計画期間等

(1) 基本計画については、基本構想を実現するための施策の方向性を定めるものであるとともに、その他の各部門別計画の施策の根拠となるものであることから、当初の予定どおり令和元年度中に策定することとし、その計画期間は令和2年度から令和9年度末までとします。

(2) 本市の財政状況等を踏まえると早急に行財政構造改革に着手する必要があることから、改革プランの策定期間は極力短期間に留めることとし、令和2年6月末までに策定するものとします。

また、改革プランの計画期間は令和2年7月から、基本計画の終期と合わせ令和9年度末までとします。

(3) 実施計画については、その策定に当たって、改革プランを踏まえる必要があることから、始期を1年遅らせることとし、また、基本計画と終期を合わせる観点から、計画期間は以下のとおりとします。

ア 実施計画(前期) 令和3年度～令和5年度

イ 実施計画(後期) 令和6年度～令和9年度

8 策定等スケジュール

令和元年	11月12日	改革プランの策定等について公表
		改革プラン(案)策定開始(令和2年3月末まで)
	11月中旬	経営評価委員会開催(趣旨説明)
令和2年	1月下旬	経営評価委員会開催(中間説明)
	3月上旬	経営評価委員会開催(改革プラン(案)説明)
	3月末	改革プラン(案)策定
	4月上旬	パブリックコメント
	5月下旬	経営評価委員会開催(意見受領)
	6月下旬	改革プラン策定
	6月末	公表

9 「令和2年度市政運営の考え方」及び「令和2年度予算編成方針」の策定

(1) 「令和2年度市政運営の考え方」

「実施計画(前期)」の始期を1年遅らせることに伴い、令和2年度に限った「市政運営の考え方」を定めることとします。

(2) 「令和2年度予算編成方針」

令和2年度の予算編成に当たっては、実施計画(前期)が存在せず、実施計画事業にあっては取捨選択の基準がないことから、原則として、「新規・拡充事業の凍結」及び「今後本格化する大規模事業の一時凍結」を行うこととし、経常的な経費や継続的な

事業に係る経費を計上することとします。

ただし、次の各項目等については、予算計上を行うものとします。

ア 市民生活に直接関わる喫緊の課題に対応するために必要となる経費

イ 災害復旧等に係る経費

ウ 公共施設の長寿命化事業、橋本駅周辺整備推進事業、(仮称)新斎場整備事業、次期一般廃棄物最終処分場整備事業等、行政の責務として必ず実施しなければならない事業に係る経費

長寿命化事業費は、相模原市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業費を計上したものであり、仮試算の数値

実施計画事業費は、原則として新規・拡充分は含まないが、行政の責務として必ず実施しなければならない事業に係る経費は計上したものであり、仮試算の数値

行政運営推進経費は、下表の2(1)から(6)までの経費以外の経費であり、仮試算の数値。また、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る地中障害物処理費用の一時立替分を含んでいる。

長期財政収支（一般会計） 事業費ベース

長期財政収支については、税制改正をはじめとした国の制度改正や、社会経済の情勢、給与等の改定、事業の進捗状況などにより、今後変動する場合があります。

1 歳入

(単位:億円)

	当初予算	推計								
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
(1) 市税	1,308	1,297	1,281	1,282	1,289	1,282	1,283	1,283	1,276	
(2) 地方譲与税・交付金	227	252	266	252	252	248	252	256	252	
(3) 地方交付税	139	150	148	152	149	151	149	147	152	
(4) 国・県支出金	769	801	813	836	859	835	824	838	823	
(5) 市債	290	286	280	311	337	341	385	400	409	
うち建設債	107	103	101	127	156	157	204	221	224	
うち臨時財政対策債	173	173	169	174	171	174	171	169	175	
(6) その他	291	268	266	261	260	259	260	260	258	
合 計 (A)	3,024	3,054	3,054	3,094	3,146	3,116	3,153	3,184	3,170	

2 歳出

(1) 人件費	721	751	741	743	747	738	739	728	736
(2) 公債費	261	265	271	270	266	265	261	274	285
うち臨時財政対策債分	96	104	112	121	125	127	132	135	146
(3) 扶助費	892	948	968	976	979	980	979	977	973
うち市単独事業分	118	117	121	122	123	123	123	124	124
(4) 繰出金	222	227	228	227	233	238	243	247	249
うち国民健康保険事業特別会計法定外繰入金分等	27	22	17	11	11	11	11	10	9
(5) 長寿命化事業費		106	105	119	142	162	217	241	245
うち再編再整備・大規模改修分		3	18	28	49	54	71	99	108
(6) 実施計画事業費	419	325	325	363	417	349	355	371	357
(7) 行政運営推進経費 (1)から(6)までの経費以外)	509	492	492	484	484	459	459	459	459
合 計 (B)	3,024	3,114	3,130	3,182	3,268	3,191	3,253	3,297	3,304

3 収支

歳入合計(A) - 歳出合計(B)	0	60	76	88	122	75	100	113	134
-------------------	---	----	----	----	-----	----	-----	-----	-----

- (注) 1 長寿命化事業費及び実施計画事業費については、その財源となっている国・県支出金や市債等を含め、各局の見積額について一次査定した結果を集計したものであり、概算の数値である。現時点において見込むことのできる歳入から、義務的経費等を除いた額の範囲内でこれらの事業費を賄う必要があることから、今後、事業の選択と集中や事業費の精査等が必要である。
- 2 補助事業に係る国・県支出金については、実際の交付額が見込額を下回る可能性があり、事業費は実際の交付額に応じて変動する場合がある。
- 3 令和元年台風第19号に係る災害復旧費等は含んでいない。

令和元年9月末時点における仮試算の数値であり、今後、変動する場合がある。